

霧島市条例第7号
令和6年3月29日

霧島市手数料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長 中重 真一

霧島市手数料条例等の一部を改正する条例

(霧島市手数料条例の一部改正)

第1条 霧島市手数料条例(平成17年霧島市条例第75号)の一部を次のように改正する。

別表第1第50の項第2号中「1,180,000円」を「1,450,000円」に、「1,410,000円」を「1,720,000円」に、「1,590,000円」を「1,920,000円」に、「1,950,000円」を「2,360,000円」に、「2,270,000円」を「2,740,000円」に、「4,550,000円」を「5,640,000円」に、「5,820,000円」を「7,240,000円」に、「7,070,000円」を「8,790,000円」に改め、同表第82の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上」の次に「等」を加え、「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」を「登録建築物エネルギー消費性能評価機関」に改め、同表第86の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上」の次に「等」を加える。

(霧島市手数料条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 霧島市手数料条例の一部を改正する条例(令和4年霧島市条例第58号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和6年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。